

平成 25 年度

犬登録·狂犬病予防注射

問い合わせ先 役場住民生活課 生活環境係 ☎ 286-3111 内線 114・115

期日:11月10日(日)





●手数料、料金

登録手数料 (新規登録のみ)3,000 円狂犬病予防注射料金2,500 円狂犬病予防注射済票交付手数料500 円

※この集合注射を受けることのできない人は、最寄りの動物病院で受けてください。その場合は、別に狂犬病予防注射済証代などが必要です。

● 町内の動物病院

じんだ動物病院 ☎ 286-2361 (広崎 910) ましき動物病院 ☎ 289-0563 (馬水 664-2)

犬のしつけ教室



犬についての知識をもっと深めて、飼い主と犬がより快適な 生活を過ごすため犬のしつけ教室を開催します。

日 時:10月27日(日)午前10時~正午

場 所: テクノリサーチパーク中央緑地(田原 2081-10) 内 容: 「犬のしつけ教室」講話と実演・ペットの健康相談など

参加費:無料

申込期間: 10月21日(月)~10月25日(金) 申込方法: 飼い主だけの参加は申し込み不要

※犬を同伴させたい人は事前に電話で申し込んでください。

申込・問い合わせ先 県獣医師会上益城郡支部 ☎ 282-0062 午前 10 時~午後 4 時

7 保守点検

浄化槽の装置が正しく動いているかどうか 点検し、装置の調整や修理、消毒剤の補充を行い ます。保守点検は、県に登録された保守点検業者 に委託することができます。

つ清掃

1年に1回浄化槽内に溜まった汚泥など を抜き取り、装置や機器類の洗浄などを行いま す。清掃は、町の許可業者に委託してください。

清掃業者	清掃区域
出崎商会	津森地区、福田地区、木山地区、飯
☎ 286-2408	野地区、広安地区(安永、惣領、福富)
中野衛生 ☎ 232-0636	広安地区(馬水、古閑、広崎、小峯)

浄化槽の3つの義務

浄化槽は、適正な使用と維持管理が行われていないと本来の機能が発揮できず、水質悪化や悪臭などの原因となります。そこで、浄化槽を設置されている方には、浄化槽法に基づき3つの義務があります。

📿 法定検査(水質に関する検査)

1年に1回保守点検と清掃が適正に行われ、きれいな水が放流されているかを確認する検査です。県知事が指定した検査機関(県浄化槽協会)が行います。

法定検査を受けていない人には 10 月下旬に書類をお送りしますので、同封されているハガキに必要事項を記入し、県浄化槽協会へご返送ください。